

# 野々市市環境基本計画（案）

令和4年●月

野々市市



## 目次

第1章 計画の概要.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の目的.....	1
(3) 計画の期間.....	1
(4) 計画の位置づけ.....	2
(5) 計画の対象.....	3
第2章 本市の特性.....	4
(1) 自然的特性.....	4
(2) 社会的特性.....	4
第3章 めざす将来環境像.....	8
(1) 将来環境像.....	8
(2) 環境基本計画と他の計画との関連について.....	9
(3) SDGs の推進と本計画の取り組みについて.....	10
第4章 基本方針.....	12
基本方針1 地球温暖化対策にみんなで取り組もう（脱炭素社会の実現）.....	13
基本方針2 一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう（循環型社会の実現）..	17
基本方針3 身近な自然を未来へ守り伝えよう（自然環境の保全）.....	21
基本方針4 快適な生活環境を守ろう（生活環境の保全）.....	25
基本方針5 環境について考え、行動しよう（環境保全の担い手づくり）.....	29
第5章 計画の推進体制・進行管理.....	33
(1) 推進体制.....	33
(2) 進行管理.....	34

## 第1章 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

野々市市(以下「本市」という。)では、平成31年3月に、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、野々市市環境基本条例(以下「条例」という。)を制定しました。条例では、環境の保全に関する基本理念を定めるとともに、市民、事業者、市、それぞれの役割を明らかにしています。

野々市市環境基本計画(以下「本計画」という。)は、条例第4条に基づき策定するもので、本市における環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向性を示します。

なお、条例第3条において、環境に関わる基本理念を下記のように定めています。

#### 野々市市環境基本条例

平成 31 年3月 25 日条例第 14 号

#### (基本理念)

- 第3条 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保するとともに、人と自然との豊かな触れ合いを保つことにより、人と自然が共生できるように、適切に行わなければならない。
- 3 環境の保全は、市、事業者及び市民が、自らの活動と環境とのかかわりを認識し、それぞれが自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動し、環境の保全上の支障を未然に防止するように、適切に行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が、自らの課題であることを認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

### (2) 計画の目的

本計画は、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な視点からめざすべき将来環境像と、市民、事業者、市の環境保全に向けた取り組みを示すことを目的とします。

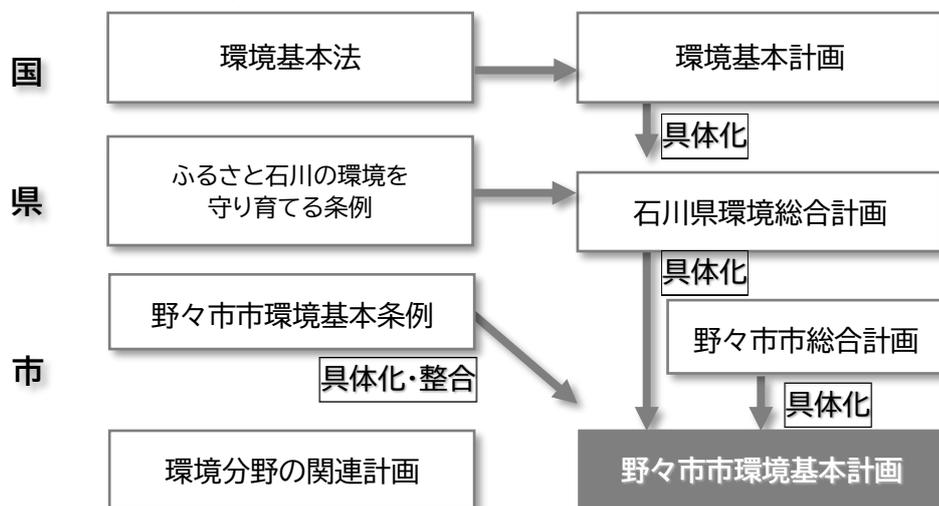
### (3) 計画の期間

本計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。社会情勢や本市の環境問題等に大きな変化が生じた場合には、適宜見直しを行います。

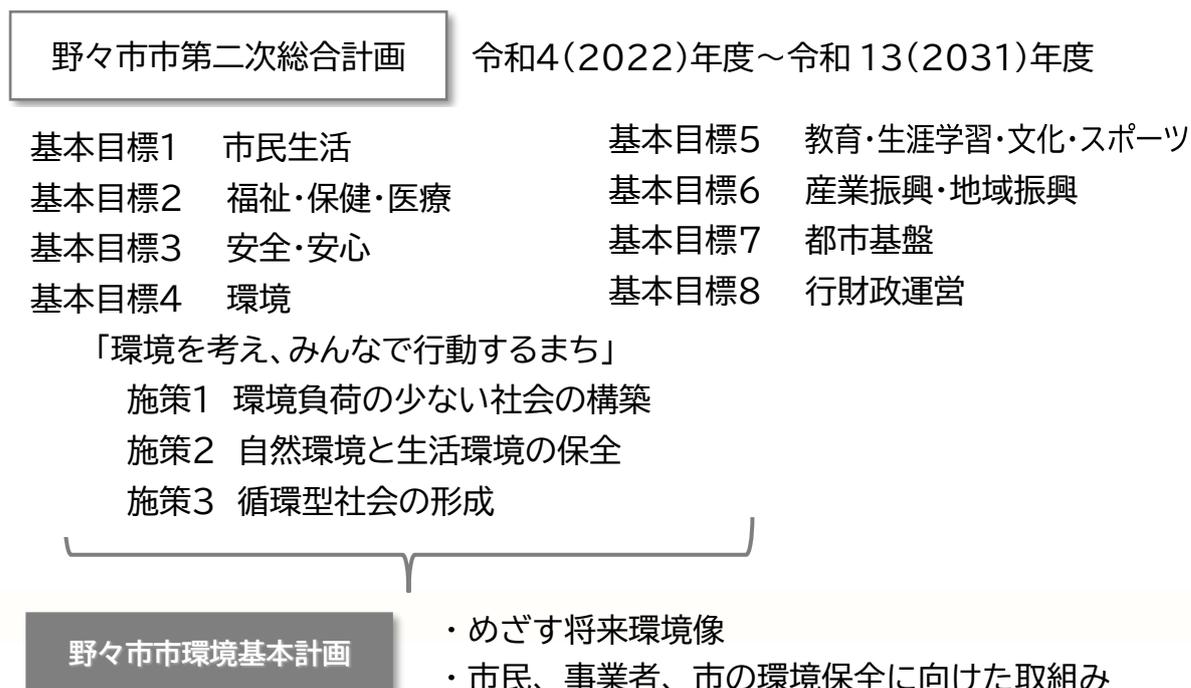
#### (4) 計画の位置づけ

総合計画は、まちづくりの最も基本となる計画であり、まちづくりの全分野を網羅する、行財政運営の長期的かつ総合的な指針を示す計画です。

本計画は、野々市市第二次総合計画における環境分野に係る基本目標「環境を考え、みんなで行動するまち」を実現するための具体的な施策を示した、環境行政のマスタープランとして位置づけられます。



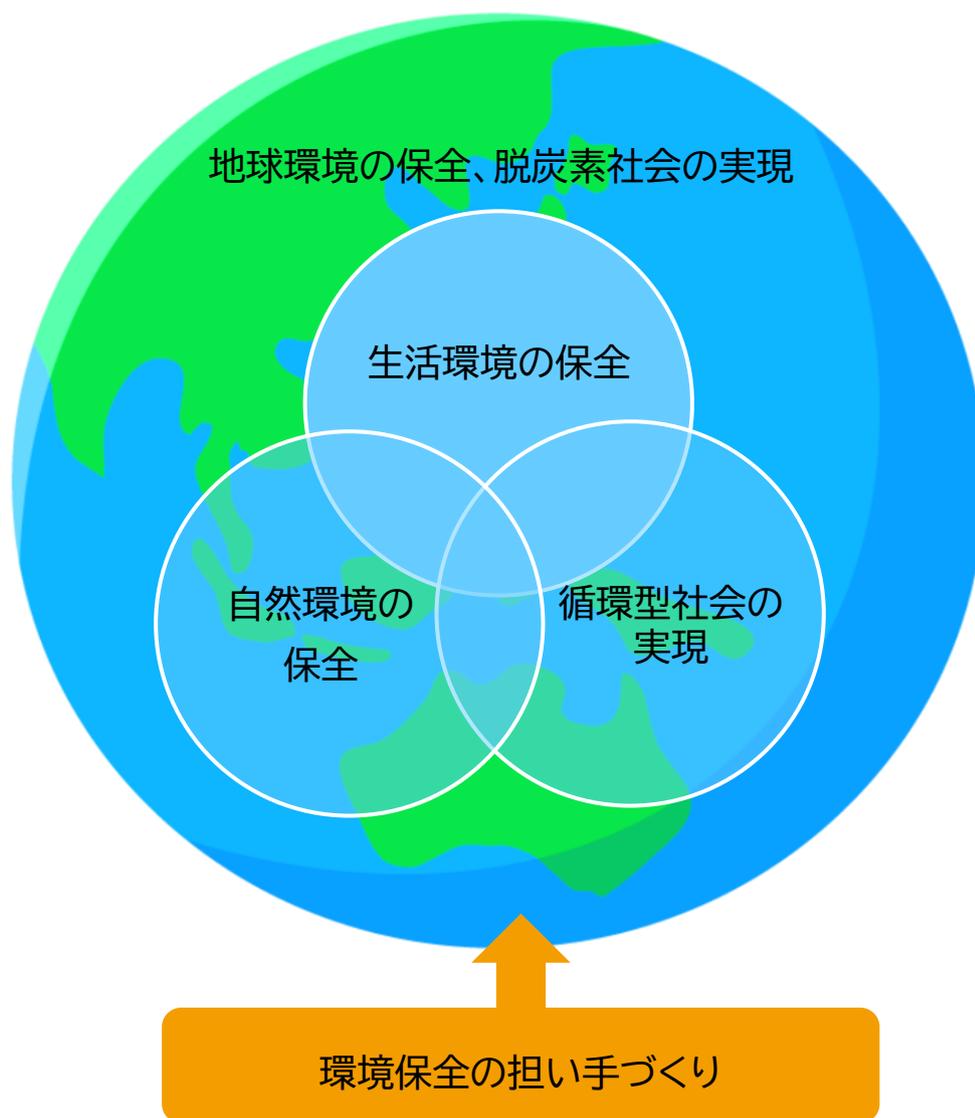
野々市市第二次総合計画における環境分野の基本目標「環境を考え、みんなで行動するまち」には、「環境負荷の少ない社会の構築」「自然環境と生活環境の保全」「循環型社会の形成」の3つの施策があります。これを具体化するため、野々市市環境基本計画において、めざす将来環境像と、市民、事業者、市の環境保全に向けた取り組みを明らかにします



## (5) 計画の対象

本計画の対象地域は本市全域とし、日常生活から地球環境まで私たちを取り巻く幅広い環境、そして、環境保全の担い手づくりを対象とします。

- ・地球環境の保全、脱炭素社会の実現
- ・循環型社会の実現
- ・自然環境の保全
- ・公害の防止、生活環境の保全
- ・普及・啓発、環境教育・学習、担い手づくり



## 第2章 本市の特性

### (1) 自然的特性

#### ① 位置・地形

本市は、石川県のほぼ中央に位置しており、平坦な地形で、総面積は13.56km<sup>2</sup>、東西4.5km、南北6.7kmです。北部から東部にかけては金沢市に、西部から南部にかけては白山市に接しています。

#### ② 気候

日本海側気候に属し、年間平均気温は15℃、年間降雨量は2,401.5mmです。

※いずれも平年値・金沢地方気象台

### (2) 社会的特性

#### ① 人口

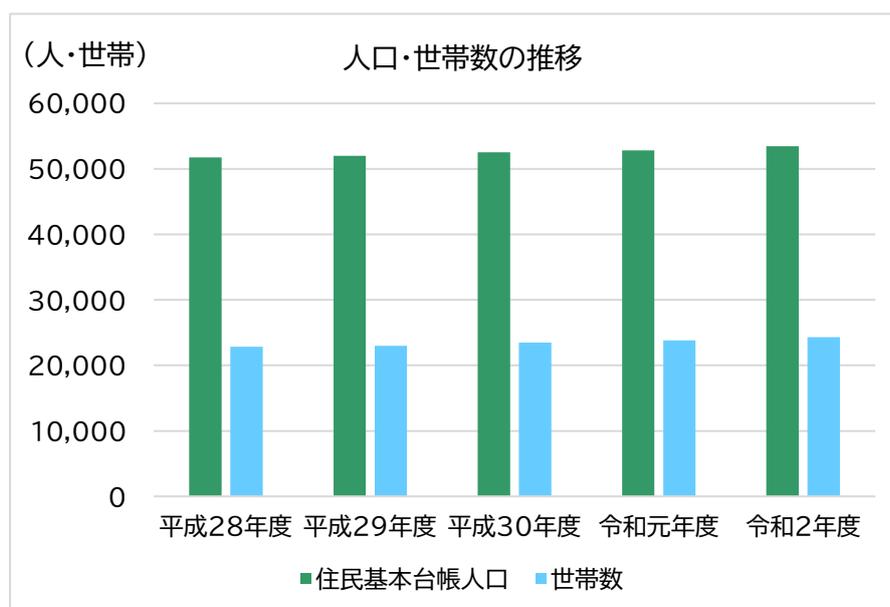
本市の人口、世帯数の推移は、表1—1のとおりです。土地区画整理事業の進展等により、人口、世帯数ともに今後も増加が見込まれています。

1世帯当たりの人口は、やや減少しています。

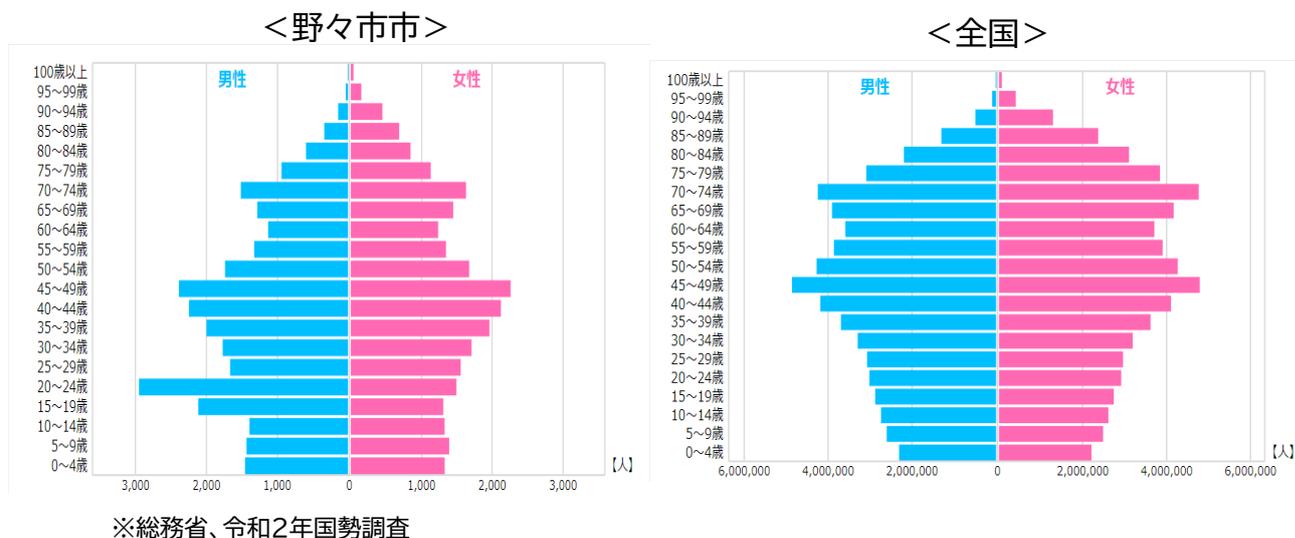
表1—1

単位:人・世帯

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
住民基本台帳人口	51,752	51,973	52,512	52,826	53,448
世帯数	22,836	23,012	23,463	23,799	24,316
一世帯当たり人口	2.27	2.26	2.24	2.22	2.20



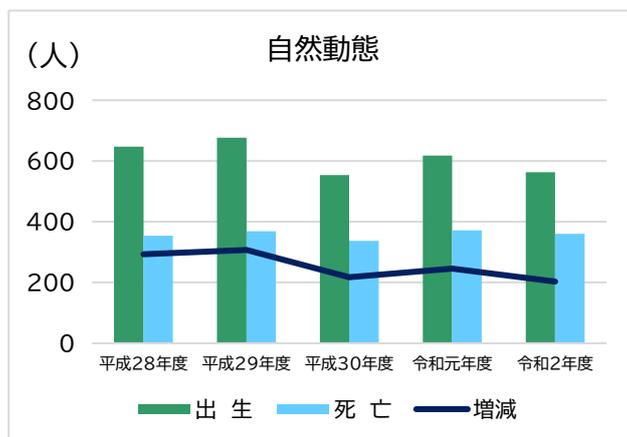
本市及び全国の人口ピラミッドは、以下のとおりです。市内には4年制大学が2校立地しており、20代前半の男性の人口が突出しています。



本市の自然動態の推移は、以下のとおりです。

表1—2 単位:人

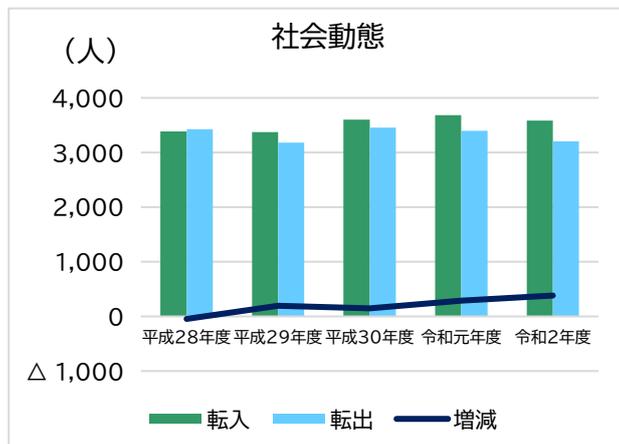
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
出生	647	676	554	618	563
死亡	354	369	337	372	360
増減	293	307	217	246	203



本市の社会動態の推移は、以下のとおりです。

表1—3 単位:人

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
転入	3,384	3,375	3,602	3,686	3,586
転出	3,429	3,181	3,454	3,395	3,203
増減	△ 45	194	148	291	383



## ② 土地利用

本市の土地の利用状況の推移は、表1—4 のとおりです。

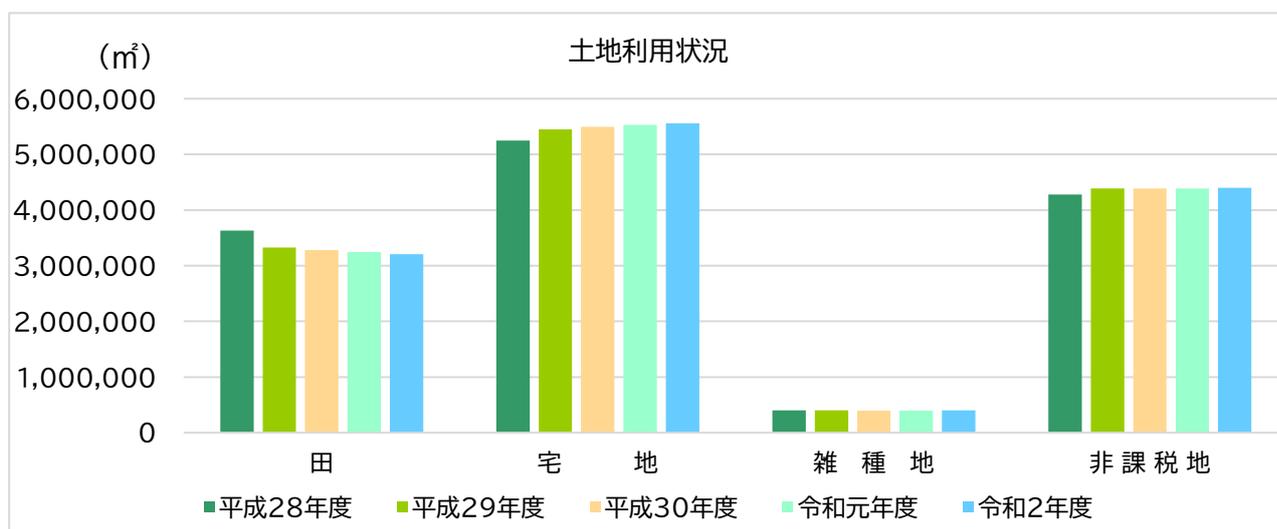
農地が減少する一方で、住宅や事業所等の宅地及び道路、公園等の公有地(非課税地)が増加しています。

表1—4

単位:㎡

	平成28年度 (平成29年)	平成29年度 (平成30年)	平成30年度 (平成31年)	令和元年度 (令和2年)	令和2年度 (令和3年)
田	3,132,867	2,717,030	2,623,454	2,585,283	2,555,563
宅地	5,612,438	5,887,157	5,977,917	6,011,711	6,054,019
雑種地	403,314	411,574	403,619	404,829	389,575
非課税地	4,411,381	4,544,239	4,550,010	4,558,177	4,560,843

※土地に関する概要調書報告書(各年1月1日現在)



### ③ 産業

本市の事業所数の推移は、表1—5 のとおりです。事業所数全体でみると、基準年度の平成 21 年度と比較して令和元年度は 180 カ所増加しています。

表1—5

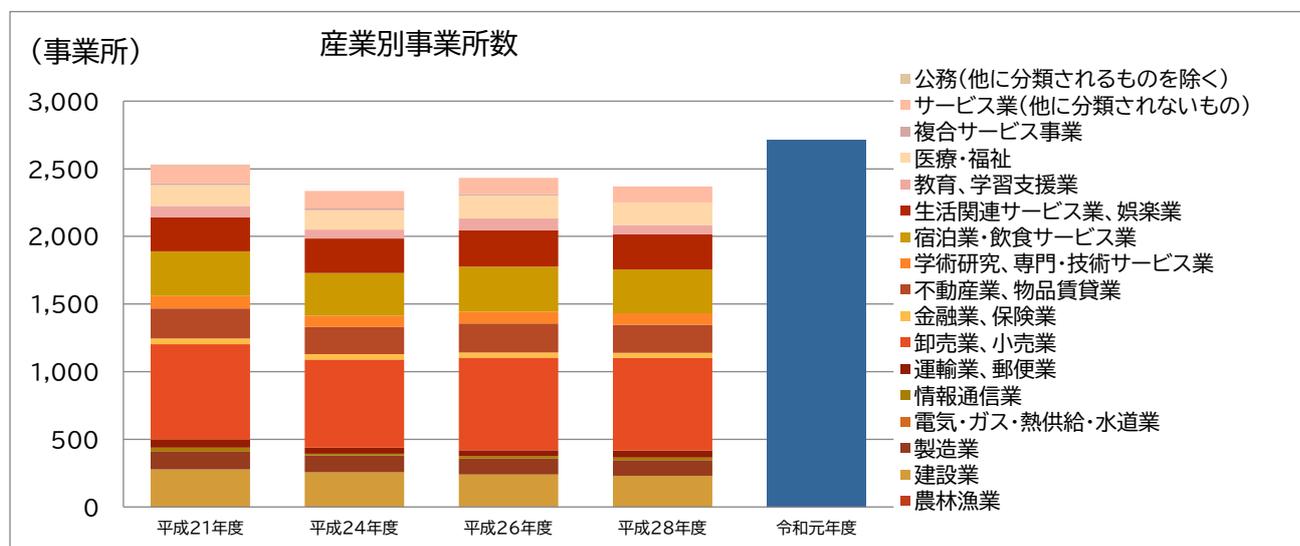
単位:事業所

	平成 21 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	令和元年
総数	2,534	2,335	2,441	2,383	2,714
農林漁業	2	1	3	3	
建設業	276	256	236	231	
製造業	134	124	118	115	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	—	1	—	
情報通信業	26	13	17	19	
運輸業, 郵便業	59	45	45	52	
卸売業, 小売業	704	650	683	685	
金融業, 保険業	44	42	39	37	
不動産業, 物品賃貸業	222	200	215	209	
学術研究, 専門・技術サービス業	92	82	87	85	
宿泊業, 飲食サービス業	329	317	333	322	
生活関連サービス業, 娯楽業	251	255	269	260	
教育, 学習支援業	86	66	86	69	
医療, 福祉	156	144	170	167	
複合サービス事業	11	11	10	10	
サービス業(他に分類されないもの)	133	129	120	119	
公務(他に分類されるものを除く)	8	—	9	—	

※経済センサス

※平成 24・28 年度は活動調査であり、地方公共団体の事業所等は調査対象外

※令和元年経済センサス基礎調査の結果は、事業所の全数のみ公表



## 第3章 めざす将来環境像

### (1) 将来環境像

# ～知る・考える・行動する～ 環境保全のために 一人ひとりが考え みんなが行動するまち

海や山、大きな河川のない本市。

“環境問題”といっても身近な問題には感じにくく、“環境保全”といっても、自分にできることをイメージしにくいという人も少なくないかもしれません。

しかし、環境問題は、いわゆる緑豊かな大自然に関する問題だけではなく、私たちの生活に密着した身近な問題でもあります。また、環境保全のためには、普段の生活のできる取組みや、既に普段から行っている取組みもあります。

まずは、環境問題とはどういう問題なのか、環境保全のために何ができるかを  
知る、その上で、自分には何ができるかを考える、そして、行動する。

市民の一人ひとりが、事業者や市のそれぞれが環境問題や現状について知り、考え、行動することで、本市の環境を将来へと守り伝えていく、そういった本市の姿を思い描き、この将来環境像を定めます。



(例) 食品ロスの現状を知る → 食品ロスを減らすために何ができるかを考える → 計画的に食材を買い、食べ残しをしないようにする

## (2) 環境基本計画と他の計画との関連について

野々市市第二次総合計画の将来都市像には、「かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティののいち」を掲げ、この将来都市像を実現するための8つの基本目標を定めています

環境に関する基本目標は「環境を考え、みんなで行動するまち」であり、市民一人ひとりが地球環境問題に対する意識を高め、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向けて、ごみの分別や削減など具体的な取組みを進めることとしています。

本計画の将来環境像「～知る・考える・行動する～ 環境保全のために 一人ひとりが考え みんなが行動するまち」は、まさに市民一人ひとりの地球環境問題に対する意識を高め、行動に移すことを推進するものであり、本計画を推進することは総合計画の目標の達成にもつながります。

また、本計画とは別に定める一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の発生抑制と適正処理を目的とした計画で、「一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう」という基本方針を掲げています。

それぞれの計画の目標には「みんなでつくる」「みんなで行動する」「みんなが行動する」「一人ひとりが考える」「一人ひとりが主役となる」といった言葉が入っており、『一人ひとりが、みんなが行動する』ということが共通のキーワードとなっています。これは、総合計画に掲げる“市民協働のまちづくり”の理念に通じるものであり、市民、事業者、市が、環境保全のためにそれぞれができることに取り組み、また、協働で取り組んでいきます。

### 【総合計画ー将来都市像】

かがやき無限大 みんなでつくる インパクトシティののいち

### 【総合計画ー基本目標】

環境を考え、みんなで行動するまち

### 【環境基本計画】

～知る・考える・行動する～

環境保全のために 一人ひとりが考え みんなが行動するまち

### 【一般廃棄物処理基本計画ーごみ処理基本計画】

一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう

### (3) SDGsの推進と本計画の取り組みについて



平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。SDGsとは、地球環境や経済活動、人々の暮らしなどを持続可能にするための2030年までの行動計画のことです。

貧困、ジェンダー、気候変動等からなる17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成されています。世界中の誰ひとり取り残すことなく、経済・社会・環境の3つの側面のバランスを取りながら、統合的に課題を解決していくことをめざしています。

日本では、平成28年12月にSDGs実施指針を策定し、特に注力すべきものとして、8つの優先課題を提示しました。環境分野に係る課題としては、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」と「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」が掲げられています。

SDGsは、一見すると世界規模の壮大な目標のように見え、私たちの生活や行動とは結びつかないように捉えられることもあるかもしれませんが、しかし、17の目標（ゴール）や169の指標（ターゲット）、8つの優先課題の一つひとつを見てみると、本計画に掲げる基本方針と結びついていることがわかり、本計画に基づいて取り組んでいくことは、SDGsの推進にもつながります。

本計画では、次章で示す5つの基本方針について、各基本方針と関連するSDGsの目標（ゴール）と指標（ターゲット）を示します。

#### SDGs実施指針に示す、日本における8つの優先課題

分類	優先課題	
People 人間	1	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
	2	健康・長寿の達成
Prosperity 繁栄	3	成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
	4	持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備
Planet 地球	5	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
	6	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace 平和	7	平和と安全・安心社会の実現
Partnership パートナーシップ	8	SDGs実施推進の体制と手段

SDGsの17の目標（ゴール）

	<p><b>1 [貧困]</b> あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p><b>2 [飢餓]</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p><b>3 [保健]</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p><b>4 [教育]</b> すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p><b>5 [ジェンダー]</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p><b>6 [水・衛生]</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p><b>7 [エネルギー]</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p><b>8 [経済成長と雇用]</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p><b>9 [インフラ、産業化、イノベーション]</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		<p><b>10 [不平等]</b> 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p><b>11 [持続可能な都市]</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p><b>12 [持続可能な消費と生産]</b> 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p><b>13 [気候変動]</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p><b>14 [海洋資源]</b> 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p><b>15 [陸上資源]</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p><b>目標16 [平和]</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p><b>17 [実施手段]</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>		

※外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」

## 第4章 基本方針

条例では、環境の保全に関する施策の基本方針を以下のように定めています。

### 野々市市環境基本条例

平成31年3月25日条例第14号

#### (施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するように、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生態系の多様性の確保を図るとともに、緑地、河川等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて保全すること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいを保つとともに、身近な緑や水辺などに恵まれた生活環境の確保、地域の特性が活かされた良好な景観の形成及び歴史的文化的資源の保全を図ること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、環境への負荷の低減を図ること。
- (5) 地球環境保全の推進を図ること。

これを踏まえ、めざす将来環境像の実現に向けて、第1章 計画の概要(5)計画の対象に基づき、本計画における基本方針を次のように定めます。

- 基本方針1 地球温暖化対策にみんなで取り組もう【脱炭素社会の実現】
- 基本方針2 一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう【循環型社会の実現】
- 基本方針3 身近な自然を未来へ守り伝えよう【自然環境の保全】
- 基本方針4 快適な生活環境を守ろう【生活環境の保全】
- 基本方針5 環境について考え、行動しよう【環境保全の担い手づくり】

## 基本方針1 地球温暖化対策にみんなで取り組もう（脱炭素社会の実現）

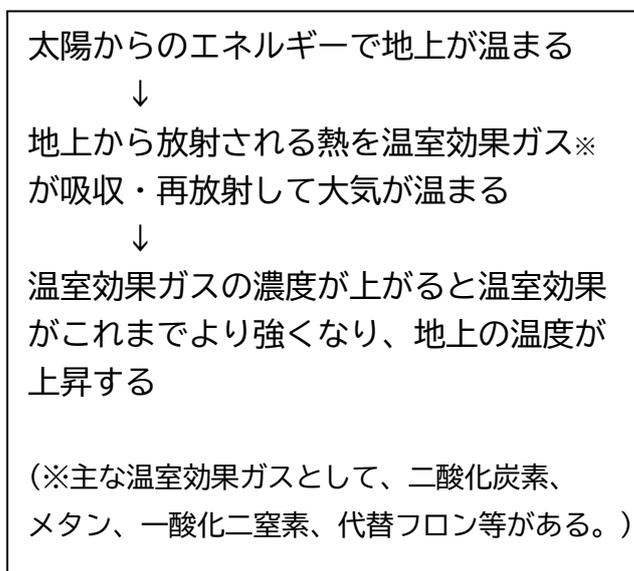
気候変動は、全ての生き物の生存基盤を揺るがす深刻な問題です。近年、気候変動を背景として豪雨等が頻発し、世界各地では記録的な熱波や寒波による被害が生じています。

温室効果ガスを継続的に排出することは、生態系にとって深刻な影響を生じる可能性が高まると言われており、気候変動問題に対処するためには脱炭素社会の実現をめざす必要があります。

地球温暖化に及ぼす影響が最も大きな温室効果ガスは、二酸化炭素です。石炭や石油といった化石燃料を燃やしてエネルギーを取り出す際に、大量の二酸化炭素が大気中に放出されます。また、二酸化炭素を吸収する森林も減少しており、大気中の二酸化炭素は年々増加しています。

気候変動や地球温暖化は、壮大でありながらも身近な環境問題でもあります。衣、食、住、移動といった日常の生活の中で消費する製品・サービスについても、製造、流通、使用、廃棄といった各段階で温室効果ガスが発生しており、国内の二酸化炭素排出量の約6割を占めています。生活スタイルの見直しや購入する製品・サービスの検討など、二酸化炭素の排出抑制について一人ひとりができることを呼びかけ、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 地球温暖化のメカニズム



※環境省

## 基本施策

### (1) 二酸化炭素排出抑制の推進

市民や事業所等へ、二酸化炭素排出の抑制について呼びかけます。また、公共交通機関の利用が二酸化炭素の排出抑制にもつながることから、地域公共交通の活性化を推進します。

- ・二酸化炭素排出抑制に係る啓発
- ・地域公共交通の活性化
- ・再生可能エネルギーの調査・研究、導入促進

### (2) 本市の事務・事業に係る二酸化炭素排出抑制

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、野々市市地球温暖化対策実行計画を策定しています。本市の事務・事業の実施に当たっては、この実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて取り組みます。

- ・公共施設及び車両における二酸化炭素排出抑制

## 成果指標

成果指標	(現状値) 令和2年度	(目標値) 令和8年度	(目標値) 令和13年度
市の事務事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量	(※地球温暖化対策推進本部会議にて定めた後、反映させます)		
	成果指標の説明： 公共施設や公用車からのCO <sub>2</sub> 排出量を調査し、削減目標の実現に向けて取り組み、率先して地球温暖化対策の推進を図る。		
コミュニティバス利用者数	126,247人	180,000人	200,000人
	成果指標の説明： 自動車の代わりにコミュニティバスを利用する人を増やすことで、自動車からのCO <sub>2</sub> 排出量を減らす。		

地球温暖化対策のために私たちにできることの一例として、以下のような取り組みがあります。

### 市民にできること

- unnecessary電灯や冷暖房器具はこまめに消します。
- 家電製品を長時間使用しないときは、主電源を切ったりコンセントを抜いたりします。
- 家電製品や照明器具は、省エネ性能の高い製品を選びます。
- シャワー、洗顔、歯磨きのときは、水道を流しっぱなしにしないようにします。
- クールビズやクールシェアに取り組みます。
- ゴーヤやアサガオ等の植物を育ててつくるグリーンカーテンで、夏の室温を下げます。
- ウォームビズやウォームシェアに取り組みます。
- 買い物際にはマイバッグを持参します。
- 自動車を運転する際は、急発進、急加速をしません。
- 公共交通機関や自転車を利用します。
- 朝型生活やテレワーク等、省エネ型のライフスタイルを実践します。
- いしかわ家庭版環境ISO（※）に取り組みます。

（※）県民総ぐるみの自主的な環境保全活動を展開するための、家庭で楽しく気軽に取り組める環境保全活動指針

### 事業所にできること

- unnecessary電灯や冷暖房器具はこまめに消します。
- 節水に取り組みます。
- 省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入を進めます。
- レジ袋等、使い捨てプラスチックを削減します。
- クールビズやウォームビズに取り組みます。
- 自動車を運転する際は、急発進、急加速をしません。
- 公共交通機関の利用やノーカーデーの実施を推進します。
- テレワークやオンライン会議を導入します。
- いしかわ事業者版環境ISO（※）に取り組みます。

（※）サービス業や卸売・小売業等、比較的環境負荷の小さい事業所を対象とする、日々の業務活動において高い環境意識を持ち環境に配慮した行動を推進する登録制度

- いしかわ工場・施設版環境ISO（※）に取り組みます。

（※）工場や宿泊施設、医療・福祉施設、商業施設等、比較的環境負荷の大きい事業所を対象とする、日々の心がけによる取組みに加えて、設備機器の運用改善や更新など、業務現場におけるエネルギーに関する取組みを強化した登録制度

## 市の取組み

- 二酸化炭素の排出抑制に係る啓発、意識の向上に努めます。
- 二酸化炭素の吸収源として、緑の保全に取り組みます。
- 公共交通機関の利用やノーカーデーの実施を推進します。
- パーク・アンド・ライドシステム（※）を実施します。  
（※）交通渋滞緩和や環境負荷軽減のため、商業施設などの指定駐車場でマイカーからバスや電車に乗り換えて通勤、通学するシステム
- テレワークやオンライン会議を導入します。
- 庁内に地球温暖化対策推進員を設置します。

## 関連するSDGsのターゲット

「基本方針1 地球温暖化対策にみんなで取り組もう」（脱炭素社会の実現）に関連するSDGsのゴール（目標）とターゲット（指標）には、以下のものがあります。



- ・ 2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。（7.3）
- ・ 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。（9.4）
- ・ 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。（11.2）
- ・ 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。（12.2）
- ・ 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。（13.1）

※（ ）内の数字は、SDGsの169の指標（ターゲット）の番号

## 基本方針２ 一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう（循環型社会の実現）

循環型社会とは、廃棄物等の発生を抑制し（ごみをできるだけ出さない）、廃棄物等のうち有用なものは資源として活用し（再利用できるものは資源として使う）、廃棄物を適正に処理する（ごみを正しく処分する）ことで、資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のことです。

循環型社会の実現のために一人ひとりができることとして、3R（スリーアール）があります。3Rは、次の3つの言葉の頭文字をとったもので、循環型社会を築くためのキーワードです。3つの中でも、資源の消費を元から減らすリデュース（発生抑制）が最も重要であり、「ごみになるものを買わない、もらわない」「長く使える製品を買う」といった行動を心がけることが大切です。

### 3R

- ① リデュース(Reduce) 発生抑制（減らす）
- ② リユース(Reuse) 再使用（繰り返し使う）
- ③ リサイクル(Recycle) 再生利用（再資源化する）

本市では、市全体の人口が増加していることもあり、ごみの排出量は増加しています。また、事業所の増加に伴い、事業系ごみの排出量も増加しています。

ごみは、生活していく上で、誰もが排出するものです。一人ひとりが循環型社会実現の主役であるという気持ちで、小さな取組みであったとしても継続していくことが、循環型社会実現への一歩となります。

3Rの実践とごみの適正な分別・排出を呼び掛け、循環型社会の実現をめざします。

## 基本施策

### (1) 3Rの推進

市民や事業所等の循環型社会への意識を高め、3Rを着実に推進することが重要であることから、環境教育・啓発を実施するとともに、資源回収のための取り組みを推進します。

- ・ ごみ減量に向けた啓発活動の推進
- ・ 地域での資源回収への支援
- ・ エコステーションの開設
- ・ 分別収集区分の見直し
- ・ 事業系ごみの減量の促進
- ・ 一般廃棄物処理有料化の調査・研究

### (2) 廃棄物の適正処理

白山野々市広域事務組合や近隣市町との連携により、廃棄物を適正に処理します。また、災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理体制を整備します。

- ・ 白山野々市広域事務組合や近隣市町との連携
- ・ 一般廃棄物処理業者に対する指導
- ・ 災害廃棄物処理計画の見直し

## 成果指標

成果指標	(現状値) 令和2年度	(目標値) 令和8年度	(目標値) 令和13年度
一人1日当たりの家庭から排出されるごみの量	501 g	468 g	440 g
	成果指標の説明： 一人ひとりが3Rに取り組むことにより家庭から排出されるごみの量を減らし、循環型社会の実現をめざす。		
一人1日当たりの事業所から排出されるごみの量	337 g	356 g	328 g
	成果指標の説明： それぞれの事業所が3Rに取り組むことにより排出されるごみの量を減らし、循環型社会の実現をめざす。		

## 私たちにできること

循環型社会の実現のために私たちにできることの一例として、以下のような取り組みがあります。

### 市民にできること

- 買い物際には、マイバッグを持参します。
- 過剰な包装や不要な包装は断ります。
- シャンプーや洗剤などは、詰め替え用の商品を選びます。
- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった後は、リユース回収に出します。
- 必要なものを必要な量だけ買います。
- 食べ残しをしないようにします。
- 生ごみはよく水切りをして減量します。
- 生ごみ処理機やコンポストを使用して生ごみの堆肥化に取り組みます。
- 長く使える製品を選びます。
- 使い捨てをせず、修理やリメイクをすることで繰り返し使います。
- マイボトルやマイ箸を使用します。
- リサイクルショップやフリーマーケット（アプリを含む）を活用します。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用します。
- ごみは、収集日や分別ルールを守り、指定の場所に出します。
- エコステーションや集団回収を利用します。
- エコマークがついた再生原料使用製品など、環境に配慮した製品を選びます。

### 事業所にできること

- レジ袋等、使い捨てプラスチックを削減します。
- 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器等の利用、普及に努めます。
- 製品を長く使ってもらうために、耐久性等を工夫します。
- 製品を長く使ってもらうために、修理や点検等のアフターサービスを行います。
- 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努めます。
- 各種リサイクル法を順守します。
- 事業系廃棄物の減量化計画を策定し、事業系廃棄物の減量を進め、適正に処分します。
- 食品ロスの削減に取り組み、美味しいいしかわ食べきり協力店（※）へ登録します。  
（※）食品ロス削減に取り組もうとする石川県内の食品小売店や飲食店等を「美味しいいしかわ食べきり協力店」として登録し、その取り組みを広く県民に周知する制度

## 市の取組み

- ごみの減量に向けた啓発活動を推進します。
- 資源の集団回収や分別収集の取組みを支援します。
- エコステーションによる資源の回収を促進します。
- 資源の拠点回収協力店の情報を発信します。
- 美味しいいしかわ食べきり協力店への登録を推進します。
- 白山野々市広域事務組合や近隣市町と連携し一般廃棄物処理施設を適切に運営します。
- 災害廃棄物処理計画を見直します。

## 関連するSDGsのターゲット

「基本方針2 一人ひとりが主役となり循環型社会を実現しよう」（循環型社会の実現）に関連するSDGsのゴール（目標）とターゲット（指標）には、以下のものがあります。



・2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。（6.3）

・2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。（9.4）

・2030年までに、大気、水及び土壌の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。（11.6）

・2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。（12.3）

・2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。（12.4）

・2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。（12.5）

・2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。（14.1）

※（ ）内の数字は、SDGsの169の指標（ターゲット）の番号

### 基本方針3 身近な自然を未来へ守り伝えよう（自然環境の保全）

本市は、肥沃な土地と良質な地下水に恵まれた手取川の扇状地上にあります。

市内には、山や海、大きな河川はありませんが、コンパクトな市域には公園や農地等が点在し、季節の彩りや自然の恵みを身近に感じることができます。

人口が増加し市街化が進展していく中でも、緑化の推進と保全に取り組むことによって、緑の持つ憩いや潤いを感じられる環境を守り伝えていきます。

また、地下水の涵養（※）や生物多様性といった自然環境保全の観点、本市の原風景である田園風景を保存する観点から、優良な農地を将来にわたり守り受け継ぐとともに、市民が農業を身近に感じられるよう取り組み、地産地消を推進します。

（※）雨水などが土中に浸透し、地下水として蓄えられること。

#### 基本施策

##### （1）緑の空間づくりの推進

緑のある空間は、心身に癒しをもたらし、憩いと潤いを与えて街の魅力を高めてくれます。同時に、公園や緑地は、災害時の避難場所としての役割を果たします。

「野々市市緑の基本計画」との整合性を図りながら緑の空間づくりを推進し、身近に自然を感じられる環境を守っていきます。

- ・公園のリニューアル・長寿命化や拡張整備
- ・公共施設や街路樹等の緑化の推進
- ・生け垣や花壇の設置促進

##### （2）農業の活性化と地産地消の推進

農地を保全するとともに、市民に農業に関心を持ってもらい、気軽に農業に触れることができる取組みを進めます。また、地産地消を推進し、本市の特性を生かした農業と地域の活性化をめざします。

- ・農地の保全・活用
- ・農業体験やイベントの実施
- ・特産品の開発
- ・新たな地産品や特産品のPR
- ・地場産物を使用した給食の提供
- ・生産者団体等によるマルシェの開催

## 成果指標

成果指標	(現状値) 令和2年度	(目標値) 令和8年度	(目標値) 令和13年度
地域特産物作付け面積	21a	35a	39a
	成果指標の説明： 地域特産物（ヤーコン）の作付け面積を増やすことで、農地を守り伝えるとともに、農業や特産物、地産地消に関心を持つ人を増やす。		
特産物等のブランド化	2件	3件	4件
	成果指標の説明： 特産物を使用した商品を野々市ブランドに認定することで、特産物の魅力を発信し、農業や特産物、地産地消に関心を持つ人を増やす。		
生産者団体等による直売回数	68回	74回	81回
	成果指標の説明： フレッシュじょんから市等、生産者団体等による直売回数を増やすことで、生産者と消費者との「顔の見える関係」を築き、農業や特産物、地産地消に関心を持つ人を増やす。		

## 私たちにできること



自然環境の保全のために私たちにできることの一例として、以下のような取り組みがあります。

### 市民にできること

- 生け垣や花壇を設置します。
- 地域で開催する環境美化活動に参加します。
- 自然や農業に触れられるイベントに参加します。
- 生産者団体等による直売やスーパー等の地場産品コーナーを利用します。
- 地産品や特産品を選びます。
- 生態系を守るため、特定外来種を持ち込みません。

### 事業所にできること

- 生け垣や花壇を設置します。
  - アダプトプログラム（※）に取り組みます。
  - 事業所周辺の自然環境に配慮し、環境保全対策に取り組みます。
  - 市民が自然や農業に触れられる機会を創出します。
- （※）一定区間の公共の場所を養子にみたと、市民が里親となって公共施設の美化（清掃、除草等）を行い、行政がこれを支援する「まち美化プログラム」

### 市の取組み

- 緑の拠点となる公園の整備・充実に取り組みます。
- 公共施設や街路樹等の緑化を推進します。
- 生け垣や花壇の設置を推進します。
- 市民、団体、事業所等が主体となる環境美化活動を支援します。
- 農地の保全・活用に取り組みます。
- 関係団体と連携し、市民が自然や農業に触れられる機会を創出します。
- 生産者団体等による直売を支援します。
- 野々市ブランド認定制度により、市内で製造や加工をされた農業生産物・加工食品の魅力を発信します。

## 関連するSDGsのターゲット

「基本方針3 身近な自然を未来へ守り伝えよう」（自然環境の保全）に関連するSDGsのゴール（目標）とターゲット（指標）には、以下のものがあります。



・2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。（2.4）

・2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼などの水に関連する生態系の保護・回復を行う。（6.6）

・2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。（11.7）

・各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。（11.a）

・全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。（13.1）

・2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。（14.1）

・2020年までに、海岸及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。（14.2）

・自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。（15.5）

・2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。（15.8）

※（ ）内の数字は、SDGsの169の指標（ターゲット）の番号

## 基本方針4 快適な生活環境を守ろう（生活環境の保全）

快適な暮らしのためには、きれいな空気や水、静かさといった生活環境の質を維持することが必要です。地域には、生活習慣や文化的背景が異なる人々が生活し、様々な事業所や団体が活動しています。コミュニケーションを深め、地域の一員としてお互いの立場を理解・尊重するとともに、公害が発生しないよう、それぞれが周辺環境へ配慮することで、快適な生活環境が守られます。

市街化が進展している近年は、住宅地における悪臭や騒音、雑草に関する相談が増えています。空き地や空き家の適正な管理、ペットの飼育マナーの遵守を呼び掛けるとともに、環境調査による現状の把握や適切な指導を行い、生活環境の保全に取り組めます。

### 基本施策

#### （1）公害発生状況の把握と指導、適切な規制の運用

調査等により現状を把握し、適切な指導及び規制の運用を図ります。

- ・各種環境調査の実施
- ・公害発生状況の把握と指導
- ・環境指定地域における基準遵守の徹底
- ・環境に配慮した事業活動の促進
- ・地下水の保全

#### （2）良好な生活環境の確保の推進

良好な生活環境確保のための取り組みを呼びかけます。

- ・空き地や空き家の適正な管理の推進
- ・ペットの適正飼育・飼育マナーの啓発
- ・環境に係る苦情・相談への対応
- ・歴史的町並みの保全と魅力の発信

## 成果指標

成果指標	(現状値) 令和2年度	(目標値) 令和8年度	(目標値) 令和13年度
	5,738 m <sup>2</sup>	4,800 m <sup>2</sup>	4,000 m <sup>2</sup>
空き地の除草受託面積	<p>成果指標の説明： 市が受託している空き地除草の面積について、市民の自主的解決による受託面積の減少を目標とする。空き地の適正な管理により、まちの美化を推進する。</p>		

## 私たちにできること



生活環境の保全のために私たちにできることの一例として、以下のような取組みがあります。

### 市民にできること

- ごみのポイ捨て、不法投棄、野焼きを行いません。
- 地域の環境美化活動に参加します。
- 空き地の除草をします。
- 空き家を適正に管理します。
- ペットを適切に飼育します。
- 生活騒音を出さないように心がけます。
- 地域でのコミュニケーションを大切にします。

### 事業所にできること

- 法令を遵守し、公害防止対策を講じます。
- アダプトプログラムに取り組みます。
- 地域でのコミュニケーションを大切にします。

### 市の取組み

- 道路の騒音についての観測調査を実施します。
- 環境指定地域における基準遵守の徹底を呼びかけます。
- 市民、団体、事業所等が主体となる環境美化活動を支援します。
- 空き地や空き家の適正な管理を呼びかけます。
- ペット等の適正飼育・飼育マナーの啓発を行います。

### 関連するSDGsのターゲット

「基本方針4 美しく快適な生活環境を守ろう」(生活環境の保全)に関連するSDGsのゴール(目標)とターゲット(指標)には、以下のものがあります。



- ・2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。(3.9)
- ・2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。(6.3)
- ・2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。(11.6)
- ・2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。(11.7)
- ・各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。(11.a)
- ・2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。(12.4)
- ・2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。(14.1)

※ ( ) 内の数字は、SDGsの169の指標(ターゲット)の番号

## 基本方針5 環境について考え、行動しよう（環境保全の担い手づくり）

エコバックやマイボトルを持ち歩く生活が定着し、環境保全に対する取組みは、私たちの生活の身近なものとなりました。社会全体での環境問題に関する意識は、一層高まっています。

海や山といった大自然のない、コンパクトな市域の本市においては、私たち一人ひとりの身近で地道な取組みこそが、環境保全につながります。

本市では、環境教育の実施や、持続可能な開発目標(SDGs)に関する大学や事業所との連携協定の締結等、環境負荷の少ない社会の構築に向け、担い手の育成や啓発に取り組んでいます。

地球温暖化対策、脱炭素社会や循環型社会の形成など、環境問題は複雑で多様なテーマがあり、解決のためには、正しく理解し、適切な行動をすることが求められます。

関係機関と連携し、環境問題に関する理解を広め、関心や意識づけを促すとともに、自分で実践できることを考え、主体的に行動できる環境保全の担い手づくりを推進します。

### 基本施策

#### (1)環境教育・啓発の推進

環境について学ぶ機会と情報発信を充実させ、環境問題に関する理解を広め、関心や意識づけを促すことで、環境保全に取り組む人材を育成します。

- ・環境保全対策事業を通じた環境教育・環境学習
- ・環境問題・環境保全に関する情報発信

#### (2)多様な主体との連携・協働

環境保全の取組み及び環境保全の担い手づくりには、大学・事業所・団体など、様々な知識、経験、ノウハウを有する多様な主体との連携・協働によって取り組みます。

- ・ボランティア団体等への環境活動の支援
- ・環境保全に係る産学官共同事業の推進
- ・環境保全のための近隣自治体との連携

## 成果指標

成果指標	(現状値) 令和2年度	(目標値) 令和8年度	(目標値) 令和13年度
環境保全に係る普及啓発活動の件数	3件	6件	12件
	<p>成果指標の説明： 環境保全に係る普及啓発活動を増やすことで、環境保全に関する現状や課題を伝え、環境保全に興味を持って自発的に取り組むことができる環境保全の担い手を増やす。</p>		
市が主催する環境教育に関する教室等の参加人数	54人	300人	600人
	<p>成果指標の説明： 環境教育への参加者を増やすことで、環境保全に関する現状や課題を伝え、環境保全に興味を持って自発的に取り組むことができる環境保全の担い手を増やす。</p>		

## 私たちにできること



環境保全の担い手づくりのために私たちにできることの一例として、以下のような取組みがあります。

### 市民にできること

- 環境教育・環境学習へ参加します。
- 環境問題・環境保全に関する情報を収集します。
- 自然や農業に触れられる体験事業へ参加します。
- 地域の環境美化活動に参加します。

### 事業所にできること

- 環境教育・環境学習を推進します。
- 環境問題・環境保全に関する情報を収集します。
- 市民が自然や農業に触れられる取組みを実施します。
- アダプトプログラムに取り組みます。

### 市の取組み

- 大学や関係機関と連携・協力し、環境教育・環境学習を推進します。
- 環境問題・環境保全に関する情報を発信します。
- 市民が自然や農業に触れられる取組みを実施します。
- 市民、団体、事業所等が主体となる環境美化活動を支援します。

## 関連するSDGsのターゲット

「基本方針5 環境について考え、行動しよう」（環境保全の担い手づくり）に関連するSDGsのゴール（目標）とターゲット（指標）には、以下のものがあります。



- ・2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。（4.7）
- ・2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。（12.8）
- ・気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。（13.3）
- ・さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。（17.17）

※（ ）内の数字は、SDGsの169の指標（ターゲット）の番号

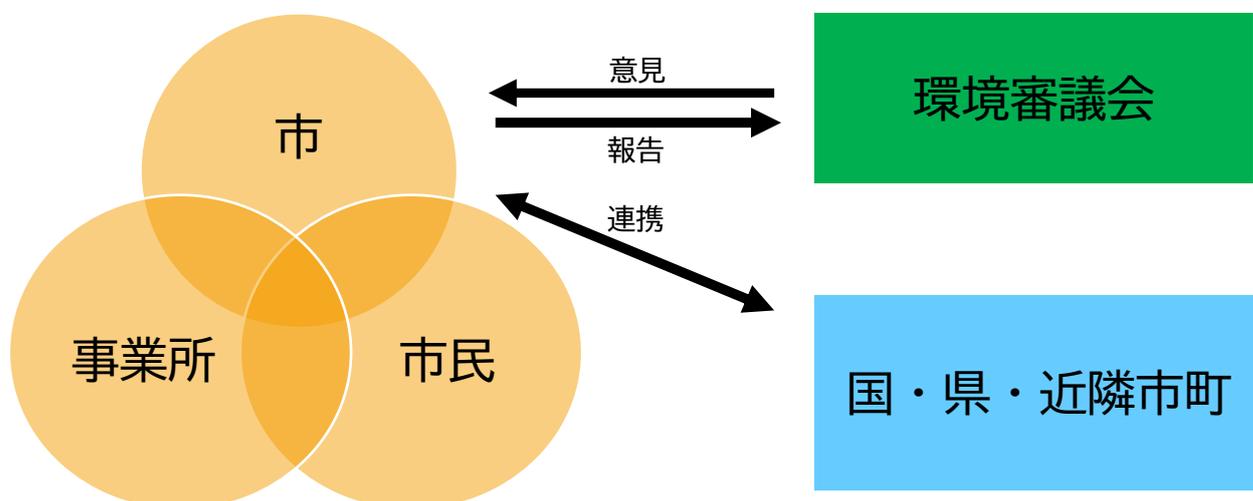
## 第5章 計画の推進体制・進行管理

### (1) 推進体制

計画を着実に推進していくために、市民、事業者、市がそれぞれできることに取り組んでいくとともに、それぞれの役割分担の中で、緊密に連携・協力していきます。

また、学識経験者、関係行政機関、各種団体の代表者から構成する野々市市環境審議会を開催し、毎年のお取り組み状況や進捗状況を報告し、今後の計画推進のためのご意見・提言を受け、施策へ反映させていきます。

広域的な課題に対しては、国や県、近隣市町との連携を密にし、情報収集を行い、環境保全のための施策を推進します。



## (2) 進行管理

計画の着実な推進を図るためには、基本施策の到達状況や取組み状況を定期的に把握した上で評価をし、適切に見直していくことが重要です。

PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルによって計画の進行を管理し、継続的に改善しながら推進していきます。

### ①計画 (Plan)

社会経済情勢や市民意識等の変化、新たな環境問題の発生等に適切に対応しつつ、適宜、計画を見直します。

本計画に基づき、施策の具体的な事業内容やスケジュールを検討します。

### ②実行 (Do)

本計画に基づき、市民や事業者等と連携し、施策に取り組みます。

市民や事業者等の取組みについては、情報提供や実施に向けての協力・支援を行っていきます。

### ③点検・評価 (Check)

毎年、各施策に係る成果指標の達成状況を把握し、各基本方針の推進状況を評価します。

### ④見直し (Action)

各施策の推進状況、点検・評価結果を整理し、環境審議会へ計画の達成状況を報告します。達成状況を踏まえ、施策及び事業の内容、スケジュール等を見直します。

